

育児・介護休業法のあらまし

(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)



両立支援キャラクター 両立するべえ

厚生労働省

パンフレット No. 2

<目次>

○ はじめに	1
○ 改正のポイント	1
○ 育児・介護休業法のあらまし	
Ⅰ この法律の目的（第1条）	2
Ⅱ 育児休業制度	
Ⅱ-1 育児休業の対象となる労働者（第2条、第5条第1項、第6条第1項）	3
Ⅱ-2 育児休業の申出（第5条）	10
Ⅱ-3 事業主の義務（第6条第1項、第2項）	12
Ⅱ-4 育児休業の期間1－休業期間－（第5条第3項、第4項）	14
Ⅱ-5 育児休業の期間2－申出期限－（第6条第3項、第4項）	15
Ⅱ-6 育児休業の期間3－変更の申出等－（第7条）	16
Ⅱ-7 育児休業の期間4－期間の終了・申出の撤回等－（第8条、第9条）	18
Ⅲ 介護休業制度	
Ⅲ-1 介護休業の対象となる労働者（第2条、第11条第1項、第2項、第12条第2項）	19
Ⅲ-2 介護休業の申出（第11条）	21
Ⅲ-3 事業主の義務（第12条第1項、第2項）	23
Ⅲ-4 介護休業の期間1－休業期間－（第11条、第15条第1項、第2項）	24
Ⅲ-5 介護休業の期間2－申出期限・変更の申出等－（第12条第3項、第4項、第13条）	25
Ⅲ-6 介護休業の期間3－期間の終了・申出の撤回等－（第14条第1項～第3項、 第15条第3項、第4項）	27
Ⅳ 子の看護休暇制度（第16条の2、第16条の3）	28
Ⅴ 不利益取扱いの禁止（第10条、第16条、第16条の4）	30
Ⅵ 時間外労働の制限	
Ⅵ-1 育児を行う労働者の時間外労働の制限1（第17条第1項）	31
Ⅵ-2 育児を行う労働者の時間外労働の制限2（第17条第2項）	32
Ⅵ-3 育児を行う労働者の時間外労働の制限3（第17条第3項～第5項）	34
Ⅵ-4 家族介護を行う労働者の時間外労働の制限（第18条）	35
○ 育児や家族介護を行う労働者の時間外労働の制限と時間外労働協定との関係について	37
Ⅶ 深夜業の制限	
Ⅶ-1 育児を行う労働者の深夜業の制限1（第19条第1項）	41
Ⅶ-2 育児を行う労働者の深夜業の制限2（第19条第2項）	42
Ⅶ-3 育児を行う労働者の深夜業の制限3（第19条第3項～第5項）	44
Ⅶ-4 家族介護を行う労働者の深夜業の制限（第20条）	45
Ⅷ 事業主が講ずべき措置	
Ⅷ-1 育児休業及び介護休業に関連してあらかじめ定めるべき事項等（第21条）	47
Ⅷ-2 雇用管理及び職業能力の開発向上等に関する措置（第22条）	48
Ⅷ-3 育児のための勤務時間の短縮等の措置等（第23条第1項）	49
Ⅷ-4 対象家族の介護のための勤務時間の短縮等の措置（第23条第2項）	51
Ⅷ-5 幼児期の子を養育する労働者に対する措置（第24条第1項）	52
Ⅷ-6 家族の介護を行う労働者に対する措置（第24条第2項）	53
Ⅷ-7 労働者の配置に関する配慮（第26条）	54
Ⅷ-8 再雇用特別措置等（第27条）	54
Ⅸ 指針（第28条）	55
X 職業家庭両立推進者の選任（第29条）	56
XI 国等による援助等（第30条～第52条）	57
XII 委託募集の特例（第53条）	58
XIII 報告の徴収並びに助言、指導及び勧告（第56条、第58条）	59
XIV 公務員に関する適用（第61条）	60
○ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（抄）	61
○ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（抄）	72
○ 子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との 両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針	81
○ 育児・介護休業法における制度の概要	84
○ 職業家庭両立推進者の選任届	87